

評価項目及び評価基準

1 評価点

企画審査点及び価格審査点の合計点を、評価点数とする。

評価点は下記の通りとする。

評価項目及び評価基準

(1) 予定技術者の経験及び能力に関する事項

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト		
	判断基準		管理技術者	担当技術者	照査技術者
予定技術者の経験及び能力に関する事項	業務実績	<p>平成27年度～令和6年度（完了）の同種又は類似業務※の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>管理技術者</p> <p>①同種又は類似業務の実績がある。 ②業務実績が無い場合選定しない。</p> <p>担当技術者</p> <p>ア：同種業務実績件数 イ：類似業務実績件数 ③ア：2件以上 ④ア：1件 及び、イ：3件以上 ⑤ア：0件 及び、イ：1～2件 ⑥業務実績が無い場合選定しない。</p> <p>※いずれも照査技術者として従事した業務は除く。</p> <p>※同種又は類似業務 同種：既存施設の集約統合を含めた、複合機能を有する公共施設に係るコンセプト、導入機能の整理・配置、必要な諸室及び規模の検討、造成計画の検討など、基本計画の策定に類する業務を行っているもの。 類似：複合機能を有する公共施設に係るコンセプト、導入すべき機能の整理・配置、必要な諸室及び規模の検討、造成計画の検討など、基本計画の策定に類する業務を行っているもの。 なお、いずれの場合も、地方公共団体が発注したものとし、契約金額は問わない。</p>	① 3 ② 選定しない	③ 5 ④ 4 ⑤ 3 ⑥ 選定しない	—
	専門技術力	<p>建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士が担当技術者として、1名配置されている。 ※なお、主たる担当技術者である必要はない</p> <p>① 配置あり ② 配置なし</p>	—	① 2 ② 加点しない	—
	情報収集力	<p>平成27年度以降技術提案書提出要請日までに完了した当該市・周辺での業務実績の有無については下記の順位で評価する。</p> <p>①本市及び隣接市町における業務実績あり。 ②宮崎県内における業務実績あり。 ③九州管内における業務実績あり。 ④上記に該当しない場合は加点しない。</p>	—	① 5 ② 3 ③ 1 ④ 加点しない	—
小計			15		

(2) 事業者の業務実績

評価項目	評価の着目点		評価のウェイト
	判断基準		
事業者の業務実績	<p>平成27年度～令和6年度（完了）の同種又は類似業務の実績を下記の順位で評価する。</p> <p>ア：同種業務実績件数 イ：類似業務実績件数 ①ア：3件以上 ②ア：2件以上 又は、イ：3件以上 ③ア：1件 又は、イ：2件以上 ④ア：0件 又は、イ：1～2件 ⑤業務実績が無い場合選定しない。</p>		① 10 ② 8 ③ 4 ④ 2 ⑤ 選定しない
小計			10

(3) 企画提案に関する事項

評価項目	評価の着目点	判断基準	評価のウェイト
企画提案	業務理解度 (実施方針 (全般))	仕様書記載の業務内容について、趣旨を理解し、事業目的に沿った内容となっているか。	20
	計画策定の過程	計画策定を進めるに当たり、根拠となるデータや現状等の把握を含め、着実に段階を踏んで検討するプロセスとなっているか。	10
	導入機能整理等の的確性	既存施設の機能やトレンド等も踏まえ、有効な機能を導くための手法が効果的なものであるか。	10
	スケジュール	業務全体のスケジュールが、合理的かつ現実的で契約期間内の履行が確実に見込まれる業務スケジュールになっているか。	10
	業務体制	人員の配置状況、照査体制から、円滑かつ確実な業務を遂行可能と判断できる体制が組まれているか。	10
	その他	仕様書で示された事項以外に、本市にとって有益な独自提案が示されているか。	5
小計			65

(4) 提案見積に関する事項

価格点	(最低見積価格 (税込) / 提案価格 (税込)) × 10点 ※少数点第3位以下は切り捨てる。	10
合計 (1) + (2) + (3) + (4)		100

2 評価項目の採点基準

1 (3) 企画提案に関する事項について、下記に示す5段階評価とする。

評価	評価内容	点数の算出方法 (配分率)
A	特に優れている	配点 × 100%
B	優れている	配点 × 70%
C	普通	配点 × 50%
D	やや劣る	配点 × 30%
E	劣る	配点 × 0%

3 審査方法

- 1 全ての委員の点数を集計し、合計得点が最も高い参加者を優先交渉者として決定する。
- 2 点数が同点の場合は、審査委員の多数決により優先交渉者を選定する。
- 3 委員の総合計点が満点の6割以上となる参加者がいなかった場合は、優先交渉者を選定しない。